

～消費者注意情報～

副業サイトに登録したら、高額なサポート契約の勧誘をされた
 ～ ネットを使えば簡単に稼げると誘い、借金を勧めるケースもあります ～

(令和2年7月14日)

相談事例1

新型コロナウイルス感染症の影響で失職してしまったため、求人サイトで紹介されていた事業者のサイトを開き、SNSの登録をした。しばらくして事業者から、「動画を上げて収入を得る方法があるが、プロが動画の上げ方を教えるので収益が見込める」とSNSで連絡があり、まずは1万円程度の情報商材を購入するよう促された。購入後に届いた情報のURLにアクセスすると、有料のコースの案内があり、電話予約して説明を受けるように書いてあった。予約した時間にきた電話で、「2か月サポートを受けられるコースを60万円で契約すると、その期間内で数百万円利益が上がる。」と強く勧められ、お金がないという、消費者金融での借入を勧められた。(20歳代、女性)

相談事例2

新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイトの収入が激減したため、インターネットの副業で収入を得ようと探し、ランキングサイトで1位になっていた事業者のSNSに登録した。促されて、まずは1万円の入門書を購入すると、転売で稼ぐ方法が簡単に記載されており、詳しい方法は電話予約して聞くことになった。予約した日時に電話がきて、「在庫を抱えることなく転売する方法や売れ筋商品などを教えるサポート契約をすれば1か月で契約額くらい稼げる。」と言われ、数枚のカードを使って60万円支払った。実際に詳しく話を聞いたら、とてもそんなに稼げるとは思えないものだった。解約したい。(20歳代、男性)

ココに注意!・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス**★ 「スマホで手軽に稼げる」などとうたう副業や内職に関するトラブルが増加しています。**

「新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減ったため、副業や内職を探していたらトラブルにあった」といった相談が増加傾向にあります。その多くは、無料動画サイトなどに表示されたバナーなどの広告につられたり、副業や内職を探そうと検索して出てきたランキングサイト等にある事業者のサイトでSNS登録をするよう促され、やり取りをする中で情報商材等の契約を勧誘されたりするものです。

★ 手頃な値段だと思って情報商材等を購入すると、後から高額な契約の勧誘を受けることがあります。

インターネット上で「簡単に稼げる・儲かる」などと広告しているものの多くは、まず、その稼ぎ方などがわかる情報を1万円程度の金額で購入するように勧誘します。しかし、購入した情報は稼ぐ仕組みなどの内容ではなく、いわば「あらすじ」のようなもので、詳しい方法を知りたければ事業者に連絡をするように促すものが多いようです。消費者が連絡を取ると、より稼ぐためのサポートや情報提供などと言って数十万円の契約を勧め、「お金がない」と断る消費者には、「すぐに利益が得られるから」等と言って借金を勧めて契約させるケースもあります。

こうした副業の多くは、支払ったサポート料を超える利益が得られるようなものではありません。すぐに契約をするのはやめましょう。事例のように消費者が電話で勧誘された契約は、「電話勧誘販売」にあたり、契約してもクーリング・オフできる場合があります。

★ 消費生活センターに相談を!

ネット上には、どのような仕事なのか、どの程度の知識や技術が必要のかなどを記載せずに、「簡単に稼げる・儲かる」などの言葉で広告している副業・内職のサイトが多く存在しています。仕事を探していたのに多額の契約をしてしまった場合や、怪しいと思ったら、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター 03-3235-1155(相談専用電話)
 お近くの消費生活センター 局番なし188 (消費者ホットライン)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。